

配信日時	2026/1/9 15:01:05	送信ID	15937
配信者	川崎市		
対象サービス	全サービス		
対象地域	川崎区、幸区、中原区、高津区、宮前区、多摩区、麻生区		

件名	【川崎市からのお知らせ】介護福祉士国家試験のパート合格(合格パートの受験免除)による介護分野で「特定技能1号」の在留資格をもって本邦に在留する外国人の通算在留期間の延長に関する措置に係るQ&A(その3)について(周知)
本文	<p>市内 各事業所、施設 管理者様</p> <p>日頃から本市障害福祉行政に御尽力賜り、誠にありがとうございます。</p> <p>さて、厚生労働省より、介護福祉士国家試験のパート合格(合格パートの受験免除)による介護分野で「特定技能1号」の在留資格をもって本邦に在留する外国人の通算在留期間の延長に関する措置に係るQ&amp;A(その3)について周知がありました。</p> <p>今回周知した内容をはじめ、当該措置に関する詳細については、下記のとおり、厚生労働省ホームページを御確認ください。</p> <p>【厚生労働省 ホームページ】</p> <p>介護福祉士国家試験のパート合格(合格パートの受験免除)による介護分野で「特定技能1号」の在留資格をもって本邦に在留する外国人の通算在留期間の延長に関する措置について</p> <p><a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/kaigo.tokuteiginou.extension">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/kaigo.tokuteiginou.extension</a></p> <p>(発信元)</p> <p>川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害者施設指導課事業者指導担当</p> <p>TEL:044-200-0082</p> <p>FAX:044-200-3932</p> <p>メール:40sidou@city.kawasaki.jp</p>